

契約担当官

航空自衛隊第1航空団

会計隊長 伊藤 勝



「航空自衛隊第1航空団(浜松基地)におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項の規定に基づき実施する、随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって申込みをした者(郵送等)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

なお、本オープンカウンター方式に係る契約締結は、当該契約業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

番号	種別	調達番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)	参加条件	同等品申請提出期限
1	役務	NO.151	事業系一般廃棄物の処分(草木類)	航空自衛隊浜松基地	契約締結日～令和9年3月31日	R8.3.16	R8.4.1	R8.4.1	航空自衛隊基地等調達オープンカウンター実施要領第5条のとおり	なし	
			以下余白								

詳細については、浜松基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式の実施要領等によるほか、下記連絡先にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(仕様書等を公表している場合を除く。)

〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地

航空自衛隊第1航空団(浜松基地)基地業務群会計隊契約班

電話053-472-1111 内線7043 FAX053-472-7735 担当:永田

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
件名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）	浜基 L P S - X 6 0 0 0 7 0	
		承認	令和 7 年 3 月 1 3 日
		作成	令和 7 年 3 月 1 0 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第 1 航空団 基地業務群本部		
<p>1 総則</p> <p>1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、事業系一般廃棄物の処分について規定する。</p> <p>2 引用文書</p> <p>2. 1 一般 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>2. 2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和 4 年法律第六十八号） 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 25 年 9 月 2 6 日浜松市条例第 5 8 号）</p> <p>3 監督・検査 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。</p> <p>4 役務に関する要求</p> <p>4. 1 役務内容 役務内容は、次による。</p> <p>a) 航空自衛隊浜松基地が契約した業者（以下「基地契約済業者」という。）により航空自衛隊浜松基地から収集運搬された事業系一般廃棄物を処分する。</p>			
1			

件 名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）
	<p>b) 基地契約済業者により収集運搬された事業系一般廃棄物の契約相手方への搬入日は、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除き、基地契約済業者の収集運搬日と同日とする。</p>
	<p>c) 基地契約済業者により収集運搬された事業系一般廃棄物については、契約相手方の履行場所に搬入する。</p>
	<p>d) 基地契約済業者により収集運搬された事業系一般廃棄物については、契約相手方が法令等に基づき、適切に処分する。</p>
	<p>4. 2 事業系一般廃棄物の種類 草木類</p>
	<p>4. 3 履行期間 調達要領指定書のとおり。</p>
	<p>4. 4 履行場所 契約相手方</p>
	<p>4. 5 履行回数 調達要領指定書のとおり。</p>
	<p>4. 6 年間排出量 調達要領指定書のとおり。</p>
	<p>5 安全管理 契約相手方は、契約履行中において官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に速やかに報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。</p>
	<p>6 基地内共通事項 契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。</p>
	<p>a) 基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。</p>
	<p>b) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。</p>
	<p>c) 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。</p>
	<p>d) 基地内への入出門時間は平日8時～16時とし、それ以外に作業を行う場合は、監督官と協議し、所要の手続きをとるものとする。</p>

件 名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）
<p>7 その他</p>	
<p>7. 1 提出書類</p>	
<p>提出書類は，次による。</p>	
<p>a) 役務契約時に提出する書類</p>	
<p>一般廃棄物再生利用指定業許可証の写し</p>	
<p>b) 月末に提出する書類</p>	
<p>1) 処分通知書</p>	
<p>2) 処分量が判る検査票の写し</p>	
<p>7. 2 細部事項</p>	
<p>細部事項は，次による。</p>	
<p>a) 契約相手方の履行場所に搬入される事業系一般廃棄物の状態</p>	
<p>基地契約済業者が所有する中型のごみ収集車（最大積載量 2 t 程度）に積載された状態で搬入する。</p>	
<p>b) 契約相手方は，浜松市指定の一般廃棄物再生利用指定業者に限る。</p>	
<p>c) 事業系一般廃棄物の運搬時は，飛散防止措置を講ずる。</p>	
<p>d) 請求書は，翌日 10 日までに官側（環境係）に送付する。</p>	
<p>e) 予定外の集積に応じて，規定の履行回数を変更する場合は，官側がその都度指示する。</p>	
<p>f) 本仕様書に規定のない事項又は，疑義が生じた場合は，速やかに官側に申し出て，その指示に従う。</p>	

調達要領指定書	調達要求番号	No151
	調達要求年月日	令和8年 3月12日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和8年 3月10日
件名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）	
仕様書番号	浜基LPS-X600070	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

4. 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

4. 5 履行回数

付表1のとおり。

4. 6 年間排出量

付表2のとおり。

付表 1 - 処分予定表 (令和 8 年度)

4月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
区分	草木類																									2							2			
5月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
区分	草木類														2															2			4			
6月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
区分	草木類											2																2						4		
7月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
区分	草木類									2	2						2	2													2	2		16		
8月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
区分	草木類						2	2																						2	2			12		
9月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
区分	草木類			2	2						2	2						2	2															12		
10月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
区分	草木類	2	2						2	2						2	2													2	2			20		
11月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
区分	草木類													2																2				4		
12月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
区分	草木類											1																						2		
1月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
区分	草木類														1																			2		
2月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
区分	草木類												1																						2	
3月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
区分	草木類												1																						2	
四半期	1/四						2/四						3/四						4/四																	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
小計	10						40						26						6																	
合計	82																																			

付表 2 一年間排出量（見込み）

令和 4 年度～令和 6 年度の年度排出量及び履行回数					
事業系産業廃棄物 処分量 (k g)	4 年度	5 年度	6 年度	過去 3 か年 の平均値	令和 8 年度年間 排出量（見込み）
	96,050	109,250	92,630	99,310	78,808
履行回数	82	110	118	103	82
1 回当りの 平均排出量 (t)	1.171	0.993	0.785	0.961	0.961
<p>令和 8 年度の履行回数は、調達要領指定書から 82 回と算定し、1 回当りの平均排出量は、過去 3 か年の平均値及び履行回数から 0.961 t と算出し、年間排出量（見込み）を、78.808 t (0.961 t/回×82 回) とした。 なお、役務開始時期は 4 月上旬からとし、木・金曜日を基準に処分する。</p>					

調達要領指定書	調達要求番号	No 151
	調達要求年月日	令和8年 3月12日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和8年 3月10日
件名	事業系一般廃棄物の処分（草木類）	
仕様書番号	浜基LPS-X600070	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

4. 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

4. 5 履行回数

付表1のとおり。

4. 6 年間排出量

付表2のとおり。

